

新型コロナウイルス感染症に関する対応について (長崎県の特別警戒警報発令を受けて、令和3年1月7日)

新型コロナウイルス感染症については、全国的に拡大している中、長崎県内においても12月から急増しており、1月5日には、1日当たり過去最多となる55人の感染者が発生し、特に長崎市、佐世保市、壱岐市においては医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況にあり、これ以上の感染拡大が続くと外来や入院など一般診療にも大きな影響を及ぼす事態が目前に迫っています。長崎県では、12月23日(水)に「警戒警報」を発出し、感染拡大に歯止めがかからないことから、1月6日(水)には、県の感染段階ステージを「ステージ3」から「ステージ4」に移行し、「特別警戒警報」を発出しました。

このことを受け、また本市においても市内感染のまん延が目前に迫っている現状を踏まえ、以下の対応を取ることといたしましたので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

佐世保市からのお願い

【基本的な感染症対策の徹底を】

- ・マスクを必ず着用し、最大限3密を避けるようにしてください。
- ・手洗い・手指消毒・室内の換気を徹底してください。
- ・会食については、アルコールや大人数・長時間を避け、静かな会食を心掛けてください。

【市が主催、共催するイベントについて】 期間：1月7日～1月17日

- ・イベント及び会合などについては、原則、中止または延期とします。

【市が関係する施設等の対応について】 期間：1月7日～1月17日

- ・高齢者など重症化リスクの高い方の利用が多い施設などについては休館します。
休館する施設
6施設(いでゆ荘・鹿町温泉・しかまち活性化施設・やすらぎ荘・あたご荘・よしい荘)
- ・施設での下記の利用については、原則中止又は延期など慎重に判断をお願いします。
 - ①会食などマスクを外す、または大きな声や息を発する場面があるもの。
 - ②身体などの接触等がある場面があるもの。
 - ③上記以外で飛沫や接触により感染リスクが高いと考えられるもの。

長崎県からの特別警戒警報発令に伴う要請

要請期間：令和3年1月7日(木)～1月17日(日)

- ①県外との不要不急の往来を控え、県外へのお出かけの際には、会食の機会を避けてください。
- ②県内でも感染が多い地域への不要不急の外出を控え、人との接触を極力減らしてください。

【引き続き県からのお願い】

県民の皆さまへ

- ①健康管理に細心の注意を払い、発熱等の際は、直ちにかかりつけ医に電話でご相談ください。
- ②無症状でも他に感染させるおそれがあることを自覚し、慎重に行動してください。
- ③重症化のリスクが高い高齢者等との面会は、極力避けてください。

事業者の皆さまへ

- ①お客様や従業員を守るためにも、感染予防と健康管理をこれまで以上に徹底してください。
- ②在宅勤務・時差出勤やオンライン会議を積極的に実践してください。

一人一人が基本的な感染症対策の「徹底」に「継続」して取り組みましょう。